

# 会員規則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人可視光通信協会（以下「当法人」という。）定款第7条に基づく正会員の納付すべき入会金及び会費その他会員の詳細に関して必要な事項を定める。

(会員)

第2条 当法人の会員は、社員（正会員）、一般会員及び特別会員で構成する。

2 正会員は、当法人の社員である者とする。

3 一般会員は、当法人の目的に賛同したが、社員（正会員）となるには至らない個人又は団体とする。一般会員は、団体の一般団体会員及び一般学会員から構成される。このうち、一般学会員は、大学等の教育研究機関に所属する又は所属した経験を有する個人とする。

4 特別団体会員は、当法人の社員総会の決議をもって、公共の利益に資する団体と承認された者とする。特別学会員は、当法人の理事であった個人あるいは協会にとって顕著な業績のある大学の教育研究機関に所属する又は所属した経験を有する個人とする。

## 第2章 入会等

(入会)

第3条 当法人の社員（正会員）、一般会員となろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の協議を経て、会長の承認を得なければならない。

- 2 当法人の特別団体会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の協議を経て、社員総会の承認を得なければならない。特別学会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の協議を経て、会長の承認を得なければならない。

(入会の承認)

第4条 会長は、社員（正会員）、一般会員、特別学会員になろうとする者の入会の申込みを承認した場合は、すみやかに申込者に対してその旨を通知する。社員総会により、特別団体会員になろうとする者の入会の申込みが承諾された場合も同様とする。

(一般学会員、特別会員資格の有効期間)

第5条 一般学会員資格、特別学会員資格の有効期間は、会員として承認後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 一般学会員資格、特別学会員資格は、前項の定時社員総会前に、理事会の協議を経て、会長が承認することにより、前項の定時社員総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで延長することができる。

- 3 特別団体会員資格の有効期間は、特別団体会員として承認後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 4 特別団体会員資格は、前項の定時社員総会における決議により、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで延長することができる。

(会員名簿)

第6条 当法人は、社員（正会員）、一般会員及び特別会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 当法人は、第3条で定める機関による承認後すみやかに、新たに会員となった者を、会員名簿に登録する。

### 第3章 入会金及び会費等

(入会金)

第7条 当面、すべての会員の入会金は無料とする。

(会費)

第8条 社員（正会員）、一般会員及び特別会員は、それぞれ次の会費を納付しなければならない。但し、平成26年度の会費については、別途定めるところによる。

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 社員（正会員） | 年額40万円 |
| (2) 一般団体会員  | 年額20万円 |
| (3) 一般学術会員  | 無料     |
| (4) 特別団体会員  | 無料     |
| (5) 特別学術会員  | 無料     |

(会費の納付)

第9条 会費は、当法人の請求に基づき、負担する会費年額を一括納付するものとする。但し、年度途中の入会であって、年度末まで6ヶ月以下の場合には、会費年額の半額を一括納付するものとする。

(会費等の返還)

第10条 当法人は、定款第9条の規定に基づく任意退会及び定款第10条の規定に基づく会員の除名に際して、定款第11条第2項の規定により、既に納付された入会金、会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

#### 第4章 当法人の活動、会員の権利等

(当法人の活動内容)

第11条 当法人は以下の活動を行う。

(1) 委員会

当法人の重要方針を議論する。

(2) 作業部会（ワーキンググループ）

各種活動企画、技術検討などの特定分野の議論を行う。

(3) 技術展示会等のイベントの開催

技術展示会等のイベントの開催を行う。

(4) セミナーの開催

可視光通信に係るトピックスについて講師を招いてセミナーを開催する。

(会員の権利)

第12条 社員（正会員）、一般会員及び特別会員は、当法人の目的を達成するため、それぞれの区分に従って、以下の権利を有する。

(1) 社員（正会員）は、社員総会の議決権を有する。また、社員（正会員）

は、委員会及び作業部会に参加することができるほか、イベント及びセミナーへの参加、並びに作業部会議事録の入手をすることができる。

(2) 一般団体会員は、セミナーへの参加及び作業部会議事録の入手を

することができる。

(3) 一般学術会員は、会長に許可された作業部会(原則として1つとする。)への参加、イベント及びセミナーへの参加をすることができる。

(4) 特別団体会員および特別学術会員は、会長に許可された委員会への参加(但し、議決権は有さないものとする。)、作業部会への参加、イベント及びセミナーへの参加、並びに作業部会議事録の入手をすることができる。(特別に許可された場合にのみ特別会員になれるため、一般的にはなることができない。)

## 第5章 退会、除名等

(退会)

第13条 社員(正会員)、一般会員及び特別会員は、定款第9条の規定に基づき、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。退会届を提出する場合には、退会届を提出する1か月以上前に、当法人に対して予告をするよう努力するものとする。

(除名)

第14条 当法人の社員(正会員)が、次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第10条の規定に基づき、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な理由があるとき

2 当法人の一般会員又は特別会員が、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第15条 社員（正会員）、一般会員及び特別会員は、前条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(会員名簿からの抹消)

第16条 当法人は、退会届の提出があった後、会員の除名に関する社員総会の特別決議があった後又はその他の会員資格の喪失事由の存在が判明した後すみやかに退会者を会員名簿から抹消する。

(改廃)

第17条 本規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

平成28年 5月20日